

平成 31 年 4 月 16 日

記者発表

## 「県内開発建設技術登録制度」の創設について

県内に主たる事務所を置く企業等が開発した建設工事に係る製品・工法を「県内開発建設技術<sup>※</sup>」として登録する制度を創設し、登録した建設技術の活用を促進することで県内企業等の技術力向上及び競争力強化を図ります。

※県内開発建設技術のイメージ

国土交通省の新技术情報提供システム（NETIS）に登録されたものや特許権取得済み等のもので、建設工事に係る製品（コンクリート製品や車両防護柵など）・工法（法面の崩壊を防ぐ工法など）

### 1. 登録制度

県内企業等は、自社が開発した建設技術（製品・工法）を県に申請し、県は審査のうえ「県内開発建設技術」として登録、ホームページで公表します。

◇受付 2019年5月7日～ 随時

◇初回登録 2019年7月1日（年4回登録更新 1月、4月、7月、10月）

### 2. 活用促進の取り組み

登録された県内開発建設技術の活用促進のため、県発注工事等において以下の取り組みを行います。

①設計業務の共通仕様書に「県内開発建設技術を積極的に活用するための検討を行う。」ことを明記

工事の共通仕様書に「県内開発建設技術の優先使用に努めなければならない。」ことを明記

②総合評価落札方式の評価及び工事成績評定で加点

・総合評価落札方式で入札を行う工事のうち、登録された建設技術を使用できる工事について使用実績等で 0.1 点の加点

・すべての工事において、登録された建設技術を使用すれば、工事成績評定で最大 1 点の加点

◇適用 2019年8月1日以降に入札公告を行う工事及び設計業務

担当課	技術調査課
担当者	貴志・梅田
電話	073-441-3083